

# 最高裁判所の法廷 Q&A

裁判は、その内容によって、主に簡易裁判所か地方裁判所あるいは家庭裁判所から始まりますが、第一審の裁判に納得がいけないときには、上級の裁判所に不服を申し立てること（控訴等）ができます。そしてその裁判に憲法違反があるときなどには、さらに上級の裁判所に不服を申し立てること（上告等）ができます。

最高裁判所は、終審の裁判所ですから、その裁判は最終のものとなります。その最高裁判所の法廷についてご紹介します。



最高裁判所大法廷



最高裁判所小法廷

## Q 最高裁判所の法廷と、その他の裁判所の法廷で、何か違うところがありますか？

A 最高裁判所では、高等裁判所までの裁判手続や判決などに憲法や法令の違反がないかどうかを審理の中心となることから、いくつかの違いがあります。裁判関係者は、法律的な主張をそれぞれ裁判所に対して述べるに止まるため、お互いの席は向かい合わずに、いずれも裁判官席の方を向いています。また、あらためて証人等から話を聞くことではないため、証人席等は設けられていません。

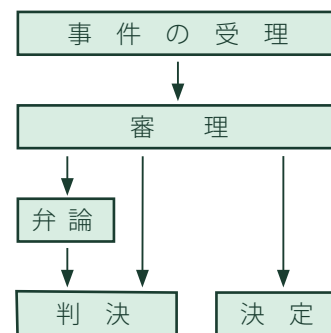
## Q 最高裁判所の大法廷と小法廷とは、どう違うのですか？

A 最高裁判所には、最高裁判所長官を含む15人の裁判官全員で構成する大法廷（定足数9人）と5人の裁判官で構成する三つの小法廷（定足数3人）があります。すべての事件は、まず小法廷で審理して、ほとんどの事件がこの審理及び裁判で終了します。小法廷で審理した事件の中で、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断するときなどに限って、事件を大法廷に移して審理及び裁判をすることになります。

## Q 法廷は毎日開かれているのですか？

A 最高裁判所では、法廷を開いて行う判決のほか、法廷を開かないで行う決定等で判断を示すことも多くあります。また、法廷を開いて行う判決についても、その前に法廷で弁論を行うときと弁論を行わないときがあります。したがって、すべての事件で法廷が開かれるというものではなく、法廷も毎日開かれているわけではありません。

### 最高裁判所における裁判の流れ



※ 定められた期間内に上告理由書（刑事では上告趣意書）が提出されなかったり、上告の申立ての理由が明らかに法廷の上告理由に当たらないときなどには、決定で終了することが多くなります。

※ 判決を言い渡す場合には、原則として、弁論を開いて当事者に意見を述べる機会を設けることとなりますが、上告に理由がないときなどには、弁論を開かないで判決をすることがあります。